

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における小児科診療所の新規開業を促進し、小児救急医療体制の確保を図るため、予算の範囲内で大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大洲市補助金等交付要綱（平成28年大洲市告示第35号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師をいう。
- (2) 医療法人 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第39条第2項に規定する医療法人をいう。
- (3) 診療所 法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (4) 小児科 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号に規定する小児科の診療科をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、医師又は医療法人が、市内において新たに小児科診療所を開業する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、直近の勤務先が市外の小児科の医療機関である55才未満（申請日時点の年齢）の医師、その他市長が特に必要と認める医師又は医療法人で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 喜多・八幡浜・西予地区小児在宅当番医制度及び市が実施する小児医療に関する施策に協力すること。
- (2) 診療所の新規開業後10年以上診療を継続すること。
- (3) 一般社団法人喜多医師会に加入すること。
- (4) 市税その他の徴収金に滞納がないこと。
- (5) この補助金と対象経費が重複する他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本市が実施する地域医療に関する事業に積極的に協力

すること。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は、次の表に定めるところによる。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

補助対象経費	補助率	上限額
診療所の新規開業に要する次の経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）で、診療所の要に供する場合に限る。 (1) 土地の取得費 (2) 建物の取得費、改修費及び建設費 (3) 償却資産（医療機器、備品等）の購入費	1/2	3,000万円

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、開業予定日の前日から起算して30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助対象者の医師免許の写し及び小児科専門医師であることのわかる書類
- (2) 補助対象者が医療法人のときは、定款、規約及び登記事項証明書
- (3) 診療所となる敷地の平面図及び周辺の見取図
- (4) 診療所の建物の平面図
- (5) 補助対象経費に係る見積書その他の金額が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは速やかに補助金の交付を決定し、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付するこ

とができる。

- 2 市長は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(補助事業の変更承認申請等)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更として市長が定めるものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業（変更・中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日（診療所を開業した日）の翌日から起算して30日以内に、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、別に市長が定める日までに提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し
- (2) 診療所、補助対象となる備品等の写真
- (3) 診療所開設届出書の写し又は開設届出済証明書
- (4) 大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金取得財産管理台帳（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか調査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

する。

- 3 前項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がないときは、要綱第22条第2項の定めるところにより計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた補助金の交付を受けようとするときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金精算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業を実施する上で必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金概算払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第10条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 関係法令若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 診療所の新規開業の日から10年以内に診療を取りやめたとき。
 - (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めてその返還をさせることができる。
 - 3 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、市長が定めた期限までに当該金額を返還し

なければならない。

(取得財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、この事業による取得財産について、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金取得財産管理台帳（様式第11号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

4 市長は、補助事業者が前項の市長の承認を受けて取得財産を処分することにより、補助事業者が収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付申請書

大洲市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は法人名
(代表者職氏名) ㊞
電話番号

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交付申請額	円
-------	---

※補助対象経費の明細は別紙のとおり

(別 紙)

1 診療所の概要

名 称	
所 在 地	
開 設 者 氏 名	
診 療 科 目	
診 療 日 及 び 診 療 時 間	月曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 火曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 水曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 木曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 金曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 土曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 日曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 祝祭日及び年末年始等の休診 ()
開 業 等 年 月 日	年 月 日
診 療 体 制	医 師 人 (常勤 人・非常勤 人) 看 護 師 人 (常勤 人・非常勤 人) 医 療 技 術 者 人 (常勤 人・非常勤 人) 事 務 員 人 (常勤 人・非常勤 人) そ の 他 () 人 (常勤 人・非常勤 人)

2 医療機関の規模及び構造等

土 地 面 積	m ²
建 物 構 造	造 階建
建 物 面 積	建築面積 m ² 延床面積 m ² (うち、診療に必要な面積 m ²)

3 補助金交付申請額（補助対象経費）の内訳

区 分	補助対象経費の額	備 考
土地の取得に要した費用	円	
建物の取得に要した費用	円	
償却資産（医療機器等）の取得に要した費用	円	

4 償却資産（医療機器等）の内訳

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

5 診療体制（医師・看護師・医療技術者・事務員）の状況

氏 名	職 種	生年月日	年 齢	雇用形態
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤

様式第2号（第7条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった大洲市小児科新規開業促進事業補助金は、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容 （ 交付 ・ 不交付 ）

2 交付決定金額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、補助事業の目的以外に使用してはなりません。
- (2) 大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第6条に規定する申請書類の内容を変更しようとするとき若しくは補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ大洲市小児科診療所新規開業促進事業（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けてください。ただし、軽微な変更は除きます。
- (3) 補助事業の完了の日（診療所を開設した日）の翌日から起算して30日以内に、必要書類を添付して実績報告書を提出してください。
- (4) この補助事業については、市長及び監査委員が調査し、又は監査することがあります。
- (5) 大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (6) (5)に規定する取消しをした場合で、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めます。

様式第3号（第8条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業（変更・中止・廃止）申請書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付、大洲市指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、次のとおり事業を（変更・中止・廃止）したいので、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 申請の区分 （ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）

2 申請内容

申請区分		内容及び理由
変更	変更前	
	変更後	
中止		
廃止		

注) 申請内容に応じて、建物の平面図等の関係資料を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業（変更・中止・廃止）決定通知書

大洲市指令第 号
年 月 日

様

大洲市長 ⑩

年 月 日付で申請のあった大洲市小児科診療所新規開業促進事業の（変更・中止・廃止）について、次のとおり決定したので、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 決定内容

2 決定理由

3 交付決定額

変更前	金	円
変更後	金	円

様式第5号（第9条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

年 月 日付、大洲市指令第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、補助事業が完了したので、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

補助事業に要した額	金 円
-----------	-----

※補助対象経費の明細は別紙のとおり

(別 紙)

1 診療所の概要

名 称	
所 在 地	
開 設 者 氏 名	
診 療 科 目	
診 療 日 及 び 診 療 時 間	月曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 火曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 水曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 木曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 金曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 土曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 日曜日 午前： 時 分～ 時 分 午後： 時 分～ 時 分 祝祭日及び年末年始等の休診 ()
開 業 等 年 月 日	年 月 日
診 療 体 制	医 師 人 (常勤 人・非常勤 人) 看 護 師 人 (常勤 人・非常勤 人) 医 療 技 術 者 人 (常勤 人・非常勤 人) 事 務 員 人 (常勤 人・非常勤 人) そ の 他 () 人 (常勤 人・非常勤 人)

2 医療機関の規模及び構造等

土 地 面 積	m ²
建 物 構 造	造 階建
建 物 面 積	建築面積 m ² 延床面積 m ² (うち、診療に必要な面積 m ²)

3 補助対象経費の実績額（内訳）

区 分	補助対象経費の額	備 考
土地の取得に要した費用	円	
建物の取得に要した費用	円	
償却資産（医療機器等）の取得に要した費用	円	

4 償却資産（医療機器等）の内訳

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

5 診療体制（医師・看護師・医療技術者・事務員）の状況

氏 名	職 種	生年月日	年 齢	雇用形態
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤
				常 勤 ・ 非 常 勤

6 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る契約書、領収書その他の支出証拠書類の写し
- (2) 診療所及び補助対象となる備品等の外観写真
- (3) 診療所開設届出書の写し又は開設届出済証明書
- (4) 大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金取得財産管理台帳（様式第11号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金額確定通知書

年 月 日

様

大洲市長

⑩

年 月 日付で実績報告のあった、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金について、次のとおり補助金額を確定したので、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

補助金交付確定額	円
----------	---

様式第7号（第11条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金精算払請求書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名 ㊟

年 月 日付、大洲市指令第 号により補助金額の確定の通知を受けた補助金について、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金精算払請求額	金	円
(請求内訳) 補助金確定額	金	円
概算払受領済額	金	円
差引今回請求額	金	円

2 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第8号（第12条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金概算払請求書

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

⑩

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金概算払請求額 金 _____ 円

2 概算払請求額の内訳及び必要な理由

3 支払先

金融機関名		支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			※右詰め
ふりがな			
口座名義人			

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

大洲市長 様

所在地

名称

代表者氏名

㊟

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金額（補助金交付要綱第10条第1項に規定する補助金確定額）
_____ 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
_____ 円
- 3 確定後の消費税及び地方消費税のうち、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額
_____ 円
- 4 補助金返還相当額（3の額－2の額）
_____ 円

注）別紙により積算内訳を添付すること

様式第10号（第14条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金返還命令書

年 月 日

様

大洲市長

⑩

年 月 日付、大洲市指令第 号により補助金の交付を決定した大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金について、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり返還を命じる。

1 補助金の交付額等

交付日	年	月	日
交付額	金		円

2 返還を命じる額

金	円
---	---

3 返還期限

年	月	日
---	---	---

4 返還を命じる理由

様式第11号（第15条関係）

大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金取得財産管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる財産は、大洲市小児科診療所新規開業促進事業補助金交付要綱第15条第1項に規定する取得財産をいう。
2. 財産名の区分は、(ア) 医療用備品、(イ) 事務用備品、(ウ) 不動産(土地・建物) (エ) その他とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。